

川崎市立南原小学校PTA規約

第1章 名 称

第1条 川崎市立南原小学校PTAと称し、事務局を南原小学校におく。

第2章 目 的

第2条 この会は、父母と教職員とが互いに協力して、会員相互の教養の向上と親睦をはかり、家庭、学校、社会での児童の健全な成長をはかることを目的とする。

第3章 方 針

第3条 この会は第2条の目的を達成するために、次の方針にしたがって活動する。

1. この会は、自主独立の団体で、いずれの政党、宗教、営利団体をも支持せず他から干渉はうけない。
2. この会は、学校の管理、運営、人事に干渉しない。
3. この会は、児童のしあわせのために活動する他の団体及び機関と協力する。

第4章 会 員 と 会 費

第4条 この会は、南原小学校の児童の父母、またはそれにかわる保護者と教職員をもって組織する。

第5条 この会の会費は児童及び教職員一人につき月額400円とする。ただし、事情により会費を免除することがある。(平成24年4月1日より施行)

第5章 役 員

第6条 この会に、次の役員をおく。

1. 会 長 1名 (父母)
2. 副会長 2ないし3名 (父母)
(平成23年4月1日より施行)
3. 会 計 1ないし2名 (父母)
(平成17年4月1日より施行)
4. 書 記 3名 (父母2名、教職員1名)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長はこの会を代表し会務を統括し、必要と認めた時役員会を召集することができる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は会務を代行する。
3. 会計は収支を記録し、必要に応じ会計報告を行う。
4. 書記は会議の議事を記録し、この会の運営上の庶務を行う。

第8条

1. 役員の選出は役員候補者を総会にはかり決定し、選出は細則による。
2. 役員の任期は1年とし、再選をさまたげない。教職員についてはこのかぎりではない。
3. 会長に欠員が生じた場合は、副会長が昇格し、他の役員については運営委員会に一任する。

第6章 機 関

- 第9条 この会に、次の機関をおく。
1. 総会
 2. 運営委員会
 3. 常任委員会
 4. 特別委員会

第7章 総 会

- 第10条 総会は全会員をもって構成するこの会の最高議決機関で、会長がこれを召集する。
- 第11条 総会は年1回開き、次の決議または承認をする。
1. 事業の報告及び決算報告
 2. 事業の計画及び予算案
 3. 役員及び会計監査の承認
 4. その他
- 第12条 総会の成立は会員の5分の1以上の出席（委任状を含む）によって成立し、議事は出席の過半数をもって決議する。
- 第13条 臨時総会は必要に応じ、会長が召集することができる。

第8章 運 営 委 員 会

- 第14条 運営委員会は、役員、各委員会（学年、広報、成人、校外、バザー）の正副委員長及び校長をもって構成する。
- 第15条 この会の任務は次のとおりである。
1. この会の事業の企画推進をはかり、総会に提出する議案・報告書を作成する。
 2. この会の運営に関し必要な細則は、規約に反しないかぎりにおいて運営委員会の決議を経て定める。
 3. 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合は次期総会に報告しなければならない。
 4. 運営委員会は、原則として毎月一回開催し、また必要に応じて会長が臨時召集する。

第9章 常 任 委 員 会

- 第16条 常任委員会は、次の委員会で構成する。
1. 学年委員会
 2. 広報委員会
 3. 成人委員会
 4. 校外委員会
 5. バザー委員会
- 第17条 常任委員会の任務は、次のとおりとする。
1. 学年委員会は、学年・学級間の連絡をはかり児童の教育効果の向上に協力する。
 2. 広報委員会は、機関紙を発行し、会員の協力と理解を高めるその他広報活動にあたる。
 3. 成人委員会は、会員相互の親睦と教養を高める活動をする。
 4. 校外委員会は、学校・家庭・地域相互の連絡をはかり児童の校外生活指導の推進にあたる。
 5. バザー委員会は、バザーを開催し学校と地域間の交流を深め、その収益を児童の教育活動に還元するために努める。
- 第18条 第16条の常任委員会の委員選出は細則による。

第10章 特別委員会

- 第19条 特別委員会に、次の委員会をおく。
1. 役員候補選考委員会
 2. その他、会長及び運営委員会が必要と認めたもの
- 第20条 第19条-1. の委員会選出は細則による。

第11章 会計

- 第21条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。
- 第22条 この会の経費は、総会によって決議された予算によって行う。
- 第23条 この会の決議は、会計監査を経て総会で承認をうける。
- 第24条 会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第12章 会計監査

- 第25条 この会は2名（父母）の会計監査をおく。
- 第26条 会計監査は年2回行い、その結果を総会で報告する。
- 第27条 会計監査の選出は役員候補選考委員会推薦による。任期は1年とし、再選はさまたげない。

第13章 付則

- 第28条 規則は総会において改廃することができる。
- この規約は、昭和61年5月27日より実施する。
- （平成2年9月22日一部改正）（平成4年2月18日一部改正）
（平成5年3月3日一部改正）（平成10年4月30日一部改正）
（平成14年2月28日一部改正）（平成15年2月25日一部改正）
（平成17年2月15日一部改正）（平成22年11月5日一部改正）
（平成23年12月22日一部改正）（平成24年9月10日一部改正）
（平成26年12月11日一部改正）

細 則

第1章 常任委員会

- 第1条 常任委員会の委員は次により選出する。
1. 学年委員会 各学級より1名、教職員1名
 2. 広報委員会 各学年よりクラス数、教職員1名
（平成19年4月3日より施行）
 3. 成人委員会 各学年よりクラス数、教職員1名
（平成19年4月3日より施行）
 4. 校外委員会 各学年よりクラス数、教職員1名
（平成16年4月1日より施行）
（平成20年4月1日より施行）
 5. バザー委員会 各学年よりクラス数、教職員1名
（平成17年4月1日より施行）
（平成19年4月3日より施行）
- 第2条 第1条の委員をもって、各常任委員会を構成し、正・副委員長は委員の互選による。

第2章 役員候補選考委員会

- 第3条 役員候補選考委員会は、次の委員を持って構成する。
○各学年より1名 ○運営委員会より2名 ○教職員より2名
- 第4条 会長は運営委員会において、次期役員候補選考委員の選出準備をよびかける。
- 第5条 役員候補選考委員会を発足させ、総会において役員が選任されるまでその任にあたるものとする。
- 第6条 役員候補選考委員長は互選による。
- 第7条 役員候補選考委員会は、役員及び会計監査候補者を選考し、その承諾を得て総会前に会長に氏名を公示する。
- 第8条 役員候補選考委員は、役員及び会計監査になることはできない。
ただし、運営委員会より選出された役員候補選考委員が在任中の役員の場合、この限りでない。

第3章 その他

- 第9条 この会の個人情報取り扱い規定を別に内規をして定める。